株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年十二月二十七日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年十一月二十五日

千葉県松戸市松戸新田四一四番地

株式会社あんびる駐車場

代表取締役　安蒜　厚

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年十二月二十六日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年十一月二十五日

東京都目黒区下目黒二丁目一二番一五号

株式会社日本農業化学研究所

代表取締役　岩垂荘一郎

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社イースト・ロジスティクスと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年十一月二十五日

大阪府大阪市北区中崎二丁目四番二五号

株式会社ウエスト・ロジスティクス

代表取締役　藤田　裕幸

株式交換につき株券等提出公告

当社は、ＩＣｏデルタ株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年一月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年十一月二十五日

京都市山科区西野小柳町三八番地の三

株式会社シカタ

代表取締役　志方　剛

株式交換につき株券等提出公告

当社は、ＴＯＴＯ株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年一月五日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年十一月二十五日

大阪市浪速区元町三丁目一番四号

ＴＯＴＯ大阪販売株式会社

代表取締役　福井　謙二

株式交換につき株券等提出公告

当社は、三愛建物株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年十二月二十六日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年十一月二十五日

福岡市中央区草香江二丁目七番一号

株式会社アスト

代表取締役　草場　春次

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である尾台正司が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十一月二十五日

東京都港区西新橋三丁目二四番一〇号ハリファックス御成門ビル六階日本アスペクト・ソフトウェア株式会社内

コンチェルト・ソフトウェア・ジャパン・コーポレーション

日本における代表者　尾台　正司

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である西友宏が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十一月二十五日

東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目二九番九号

キャピタル・マーケット・サービシズ

日本における代表者　西　友宏

限定承認公告

本籍山形県西置賜郡小国町大字市野沢一五二番地、最後の住所山形県西置賜郡小国町大字町原三九五番地二　被相続人　亡　小嶋　彌作

右被相続人は平成二十二年九月六日死亡し、その相続人は平成二十二年十月二十七日山形家庭裁判所長井出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二十五日

山形県西置賜郡小国町大字町原三九五番地

二　限定承認者　長谷部千恵子

限定承認公告

本籍栃木県那須塩原市永田町四番、最後の住所栃木県那須塩原市永田町四番一四号

被相続人　亡　阿久津邦夫

右被相続人は平成二十二年九月三日死亡し、その相続人は平成二十二年十一月九日宇都宮家庭裁判所大田原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二十五日

栃木県那須塩原市永田町四番一四号

相続財産管理人　阿久津雄一

限定承認公告

本籍岐阜県関市戸田五九四番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　岡田　美二

右被相続人は平成十六年十一月二十五日死亡し、その相続人は平成十七年三月十七日岐阜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二十五日

岐阜県関市戸田五九四番地二

限定承認者　岡田　正充

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十二年十二月十三日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

優先資本金の額のうち、特定資産の減価償却費、特定資産の売却により生じた余裕金又は剰余金（以下、あわせて「余裕金等」という。）相当額を本計画に係る業務の終了前に優先出資者に対して払い戻すためである。

二、優先資本金の額の減少をする要件

本特定目的会社の余裕金等の範囲内で、取締役が（イ）前事業年度の特定資産の減価償却費相当額（但し、初年度は合理的に計算できる減価償却費相当額とする。）、（ロ）特定資産の全部又は一部を売却した場合は、その簿価から当該事業年度中に期限前償還すべき特定社債の額を控除した額、及び（ハ）剰余金を上限とし、取締役が定める金額とする計算方法により優先資本金の減少を決定することにより行われる。

三、優先資本金の額の減少をする時期

特定資産の全部の売却を行い取締役が簡易減資償却が必要であると判断した場合、その他取締役が決定により定めた時期とする。

四、減少する優先資本金の額

金五億五千万円

五、消却する優先出資の種類及び口数

消却する優先出資の種類は本優先出資の全部とし、その口数は一万一千口とする。

六、消却の方法

消却の方法は、各優先出資社員が有する優先出資の口数の割合に応じて割り当てる方法による。

七、消却に要する金額

金五億五千万円

八、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

本優先出資の全部である。

平成二十二年十一月二十五日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

Sakura Industrial特定目的会社

取締役　藤田　収二

訂正公告

平成二十二年十一月十一日掲載の被相続人亡今野正一に係る限定承認公告中、相続財産管理人代理人の住所「東京都港区虎ノ門」とあるは「東京都港区西新橋」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年十一月二十五日

東京都港区西新橋一丁目七番一三号虎ノ門イーストビルディング虎門中央法律事務所

相続財産管理人代理人弁護士　若林　信子

訂正公告

平成二十二年六月四日（号外第一一七号）掲載のアルファ・ソリューションズ株式会社に係る宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告中、④事務所の所在地の欄中「廃止した従たる事務所大阪府大阪市中央区北浜一丁目２番21号」が欠落していたため、追加訂正します。

平成二十二年十一月二十五日

東京都港区北青山一丁目二番三号

アルファ・ソリューションズ株式会社

代表取締役　鹿野　太一

正　誤

ページ	段	行	誤	正
九下		終りから一六	四三五番八	四三四五番八

平成二十二年十月二十二日中国地方整備局告示第百六十号（道路に関する件）（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月二十五日付第二四六号九六ページ●同日付政府調達第二二一号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）